

『みんなで防止!!石綿飛散 キックオフ会議』 開催趣旨

■ 解体工事における石綿飛散防止対策の強化

○建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例、建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査未実施や無届で実施した不適正な解体工事事案の発生

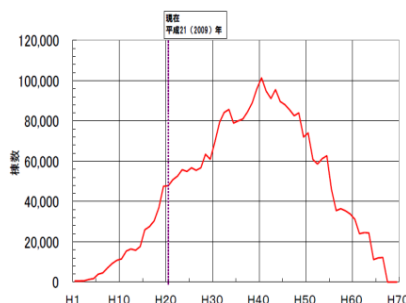
⇒大気汚染防止法の改正（平成 25 年6月公布）、大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正（平成 26 年3月公布）により、届出義務者を発注者に課すなど、発注者の責任を強化

○石綿使用の可能性のある建築物の解体工事が平成 40 年頃をピークに全国的に増加

⇒全国で今後280万棟に上る。事業所比等で推計すると大阪府域で30万棟程度。



飛散防止対策が不十分なまま無届で実施した不適正な解体工事の例



全国の民間建物の年度別解体棟数（推計）

出典：社会資本整備審議会資料（国土交通省）

30万棟の建物所有者が石綿飛散防止に「みんなで」取り組むため、キックオフ会議を開催！

法・条例改正のポイント

法・条例の改正により、石綿の解体等工事における発注者の役割が強化されます。

1. 原因者負担の原則を踏まえ、発注者が一定の責任を負う。

○解体工事の届出義務者が施工者から発注者に！

* 罰則（無届又は虚偽の届出）三月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金（法）
三月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金（条例）

2. 事前調査（工事前の石綿の有無の調査）の確実かつ適正な実施

○発注者は事前調査の適正な費用を負担。施工者は事前調査結果を発注者に書面で説明

3. 事前調査の情報開示の義務

○事前調査の実施、事前調査書面の作成、事前調査結果の掲示、事前調査書面の工事現場等への備え付けを施工者に義務付け。

○施工者が実施する是正措置について発注者は協力しなければならない。